

リースの除雪作業車の届出 (返納) 手続の変更について



除雪作業のため、リース車両を使用した道路維持作業については、道路管理者との除雪業務契約が終了した都度、道路維持作業用自動車届出確認証を返納していただいていたのですが、次年度も道路管理者と除雪業務契約を締結する場合には返納が不要となります。

ただし、

➡ 「届出自動車」の型式が変更された場合

または

➡ 次年度の除雪業務契約を締結しない場合

は、速やかに最寄りの警察署に返納願います。

※道路使用許可については、通常通り申請して下さい。



詳細につきましては、警察本部交通企画課のほか
最寄りの警察署交通課まで、お問い合わせ下さい。